

令和4年度第2回 千葉県情報公開推進会議会議録

- 1 会議の日時 令和4年12月23日(金)午前10時00分から午前10時10分まで
- 2 会議の場所 千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室(WEB会議)
- 3 出席者の氏名

(1) 委員

小賀野晶一 会長、小倉久子 委員、末吉永久 委員、田中大介 委員、馬場崎雅子 委員、濱詰大介 委員、山口幸宏 委員(五十音順)

(2) 事務局

田中正直 審査情報課長、帆刈理恵 審査情報課副課長、情報公開班職員

4 会議に付した議題

- (1) 千葉県情報公開条例等の一部改正について
- (2) その他

5 議事の概要

議事に入る前に、会議録署名人として、山口委員を指名した。

(1) 千葉県情報公開条例等の一部改正について

事務局から、千葉県情報公開条例(以下「条例」という。)等の改正案について、次のとおり説明があった。

ア 改正案の概要について

個人情報保護制度の大幅な改正に伴い、情報公開制度について、個人情報保護制度との整合を図るため、条例の改正を行うものである。

(ア) 改正の理由について

行政文書の定義については、これまで、本県の情報公開制度について規定する条例と個人情報保護制度について規定する個人情報保護条例で同一のものとなっていた。

しかしながら、令和5年4月から、個人情報保護法が地方公共団体に適用されることに伴い、両制度の行政文書の定義に差が生じたため、本県の情報公開制度における行政文書の定義も個人情報保護法と同様の規定にするものである。

(イ) 主な改正の内容について

条例第2条第2項の規定において、「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされている。

ただし、同項第1号から第3号までに規定する文書については、行政文書から除外することとしている。

このうち、同項第3号において、千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設

及び同項第 3 号の電磁的記録を定める規則第 3 条に規定する「会議録その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録」及び「データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録」を行政文書から除いている。

しかしながら、個人情報保護法にはこのような規定はないため、これらについても行政文書に含めるものとするものである。

イ 検討

小賀野会長 御説明ありがとうございました。改正点はこの 1 点だけです。委員の先生方から改正案について御意見がございましたら、御発言をお願いします。これは、法律の改正に伴って生じた技術的な修正というふうに位置付けることができるとは思いますが、いかがでしょうか。御質問ももしございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。そうしましたら、もし御意見がないようでしたら、この推進会議として、この条例の改正案を了承するかどうかを確認したいと思うのですが、了承してよろしいでしょうか。

各委員 はい。

小賀野会長 委員の先生方、全員の御了承をいただきました。ありがとうございました。そうしましたら、議題 1 を終了させていただきます。議題 2 について事務局から説明をお願いします。

事務局 特にその他についてはございません。予定していた議題は以上になります。

小賀野会長 ありがとうございます。それでは、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。